

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局計画部都市計画課 (06-6208-7872)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	共同駐車場指定
概要	<p>大阪市では、駐車場法の規定に基づき、一定規模以上の建築物の新築や増築などを行う場合に、自動車の駐車施設の設置を義務づける「建築物における駐車施設の附置等に関する条例」を定めています。</p> <p>駐車施設等（四輪車及び50ccを超える自動二輪車）の設置場所については、原則、当該建築物又はその建築物の敷地内に確保する必要がありますが、一方では敷地内への設置により非効率な小規模駐車場が乱立し、特に都心部においては駐車場により街並みや賑わいが分断され、余剰した駐車場の利用率が低迷する状況が生じています。</p> <p>このため、平成16年4月の条例改正の施行に合わせて都心部を対象に共同駐車場制度を開始し、本市が指定する共同駐車場に敷地内に附置すべき駐車施設等を確保する場合は、当該建築物又はその建築物の敷地に駐車施設等を設けないことができます。</p> <p>これにより、既存の利用効率の高い大規模駐車場の有効活用に資するとともに、附置義務駐車場の集約による歩行者環境の改善と交通安全性の確保、ひいては中心市街地の活性化に寄与するものと考えています。</p> <p>なお、共同駐車場の指定については、駐車場所有者から市長に対して指定申請を行い、指定書を受ける必要があります。</p>
根拠法令等 及び条項	<p>建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和39年6月11日条例第93号）第8条及び第9条第2項（http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html）</p> <p>建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則（平成20年5月30日規則第111号）第7条</p> <p>建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行基準（平成2年3月22日大阪市告示第196号）第7条</p>
審査基準	<p>○建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行基準（平成2年3月22日大阪市告示第196号）第7条（共同駐車場指定基準）</p> <p>条例第9条第2項の共同駐車場（以下「共同駐車場」という。）の指定を受けるためには、当該駐車場における駐車施設等が、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）建築物である駐車施設等であること （2）駐車用の供する面積が500平方メートル以上の規模を有する駐車施設等であること （3）条例第8条の規定に適合すること （4）駐車施設等の出入口付近の道路に当該駐車施設等を利用する自動車の滞留が発生しないこと
標準処理期間	14日
経由日数	なし
提出先	計画調整局計画部都市計画課(06-6208-7872)
提出時期	随時
提出方法	<p>共同駐車場指定申請書、添付書類を計画調整局計画部都市計画課まで提出してください。</p> <p>なお、詳細については建築物における駐車施設の附置等に関する条例の取扱について（手引書P20～P30）をご参照ください。</p> <p>(http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000016355.html)</p>
手数料	なし
相談窓口	計画調整局計画部都市計画課(06-6208-7872)
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000005188.html
備考	